

じっきょう 家庭科資料

(通巻 45号)

みんなで家庭科を

No. **30**

巻頭

幼稚園と保育園の一元化・一体化
—その意義と実現にむけての課題

もくじ / 幼稚園と保育園の一元化・一体化 —その意義と実現にむけての課題……………	1
教育現場でわかりやすく説明できる キッズISOの手法……………	8
食品の表示制度について……………	13

幼稚園と保育園の一元化・一体化 —その意義と実現にむけての課題

東洋大学社会学部社会福祉学科 森田 明美

はじめに

少子化と地方分権の進行は、急速に自治体の乳幼児の施設である保育所と幼稚園の在り様を変化させてきている。少子化が進行しているにもかかわらず、保育所に入所希望者が増えている。認可保育所の定員を超えて入所を認める政策をとってきているにもかかわらず、2002年4月でも25,447人の待機児がいる。

近所に子どもの遊び仲間がない、子育てが嫌い・不安だから、低年齢から子どもを預けたい、親相互の交流もしたいという希望が増えている。不況で働かねばならない母親が増えている。そうした結果、幼稚園や保育所など、子育て支援施設への期待が変化している。日本各地、親の暮し子どもの暮し

は異なり、必要とする制度や量も違う。一方、保育所・幼稚園の設置は、自治体ごとに整備数等の基準が定められているわけではなく、自治体ごとの考え方、事情のなかで、その整備が行われてきた。だから地域によっては、希望も多いが施設も多いので十分な整備状況のところもあれば、その逆もある。待機児は主に都市型の問題であって、過疎化する地域では、少子化のために再編統合をしなければ一定の子ども集団を確保できないところもある。

2002年には、国の地方分権推進会議(10.30)や総合規制改革会議(12.12)は「幼保の一体型の運営の推進や制度そのものの一元化」について見解を出している。こうした中で、幼稚園と保育所の一体化を試みる自治体が増加している。同年内閣府に提出された特定地域に限定して大胆な規制改革を可能

にする「構造改革特区」では、426件提案のうち「幼保一元化に関する提案」が8件あった。急速に幼稚園と保育所をめぐる動きが激しくなっている。本稿では幼稚園と保育所の一元化・一体化の実態を明らかにし、一元化・一体化が抱える可能性と課題を明らかにしたいと思う。

1 幼稚園と保育所の一元化・一体化とはどういうことか

幼稚園と保育所は、明治時代日本に二つの施設が成立して以来一貫して別々の道を歩み、2001年現在、幼稚園は14,374園175万3,423人（就園率60.6%）、保育所は2万2,214園182万8,227人の子どもが生活する施設に発展してきた。だが、この100年余りの年月の中で、制度上の差異が子どもの育つ場を分断し、そこで展開される保育内容を区別してきたことも事実である。そうした状況に心を痛める保育関係者たちは、子どもたちに平等な保育保障をするという視点から両者を結びつけようと、戦前戦後を通じ幾度となく議論をし、また実践を試みてきた。これが、従来日本で議論になってきた、「幼保一元化」あるいは「保育一元化」の議論である。

日本の就学前保育制度の特徴でもある二元体制は、戦後法律で定められた。幼稚園は文部科学省が管理する、3歳以上の子どもが誰でも利用できる4時間の短時間保育を利用する施設、保育所は、働く親に育てられている等、保育に欠ける乳幼児が長時間利用する、厚生労働省が管理する施設である（表1参照）。

近年一元化に加えて、一体化という言葉が使われ始めた。施設の共用化、一体化を進める両省が法律改正はしないということを背景にして、登場したことばともとらえられる。

地方自治体ではこのところ二つのことばを区別して使い始めている。一元化とは、これまでの厚生労働省、文部科学省という管轄や仕組みの差を一つの形に統一することである。行政や政治のレベルで、幼稚園と保育所を統一的に扱いをしていくことを目指している。また、地方自治体において幼稚園と保育所が一体的に運営されている場合に使用している幼稚園と保育所の一体化ということばは、幼稚園と保育所が建物・保育内容など何らかの形で一つになって分けられないようになっていくことをさしている。

だが、現段階では一元化・一体化のいずれのことばも、区別されて使用されている段階ではない。地方分権改革推進会議では、2002年10月に出された最終報告でも「それぞれ地域の判断で一元化できる方向に今後見直していくべきである」というように、「一元化」を使用している。よって、本稿では「一元化・一体化」と重ねて使用することにする。

2 日本の幼稚園と保育所の一元化・一体化の展開

1960年代には、いくつかの幼保一元化の試みが展開された。ここでは、典型的な保育一元化（「幼保一元化」、あるいは「保育所・幼稚園の一体的運営」という言葉が使用されている）の試み・取り組みを整理しておく。

第1は、1967年に神戸市垂水区多聞台団地に公立で建てられた、多聞台保育所と多聞台幼稚園とを一体的に運営する多聞台方式とよばれる方式である。保育所と幼稚園を隣接させ、保育所を「児童館」的に位置つけた実践である。多聞台方式は、具体的には、保育に欠ける5歳児の生活を家庭→保育所→幼稚園→保育所→家庭と移動させ、子どもは保育所と幼稚園両方の修了証をもらうことになる。

第2には、1969年に神戸市須磨区の北須磨団地に、生活協同組合が設置者になって認可された北須磨保育センターである。北須磨方式といわれる、幼稚園と保育所を一つの敷地に設置した実践である。幼稚園児と保育所児を短時間保育と長時間保育として、同一施設で同じ保育を行う方式である。子どもたちは午前もしくは午後の一定時間は同一クラスで保育するが、短時間保育（幼稚園）児は先に降園し、長時間保育児（保育所）には午睡などの後も保育を行う。

第3は今ではずいぶん崩れたものの、沖縄県、大分県、岡山県、三重県などいくつかの地域で行なわれている形である。概ね4歳まで保育所に在園し、就学前の1年間を、主として公立幼稚園に全員就園するという取り組みである。

第4に、養護と教育を就学前教育として、保育内容の一体化を求めた同和保育の取り組みである。差別からの解放を求め立ちあがった部落解放運動から、被差別部落の子どもたちの育つ劣悪な実態の改善、子どもの育つ権利の保障を求め、同和保育運動

表1 幼稚園・保育所制度比較表

項目	幼稚園	保育所
施設の性格	学校教育施設 (義務教育ではない)	児童福祉施設 (市町村に保育義務あり)
根拠法令 省令	学校教育法第77条 学校教育法施行規則 幼稚園設置基準	児童福祉法第39条 児童福祉施設最低基準
所管	(国) 文部科学省 (都道府県) 公立は教育委員会 私立は知事部局 (市町村) 公立は教育委員会	(国) 厚生労働省 (都道府県) 知事部局 (市町村) 首長部課
対象	満3歳以上から就学前の希望者 (満3歳の誕生日の翌日から可)	保育に欠ける乳幼児及び児童 (定員に余裕がある時、私的契約児)
保育時間	毎学年の教育週は39週を下回ってはならず、1日4時間を標準 (別途、預かり保育)	規定なし。休日・年末年始以外は開所 (年約300日)。休日保育。1日8時間を原則とし、保護者の労働時間等を考慮して保育所長が定める(開所は基本11時間+延長保育)
保育料	幼稚園が決める (保育料は均一)	市町村で(国に準じて)決める (所得に応じて負担)
職員配置	園長・教諭 1学級35人以下を原則 学級毎に1名の教諭を配置 学級は同一年齢で編成を原則	保育士・嘱託医・(調理員) 4・5歳 30:1 3歳 20:1 1・2歳 6:1 0歳 3:1 (クラス編成の規定はない)

(森田明美作成)

は生れている。差別により家庭での養育が十分できない被差別部落の実態を、保育制度における「保育に欠ける」と位置付け、希望するすべての子どもが入所する「皆保育」が、1969年「同和对策事業特別措置法」、1973年「同和对策特別保育事業」により実施されている。

こうした実践に影響を受けた自治体が、公立の幼稚園と保育所を接続し、幼稚園児と保育所児を一緒に保育し、自治体レベルでの一元化を図ってきた。1972年大阪交野市(幼稚園と保育所の一体型幼稚園、4・5歳児は長時間児と短時間児の混合編成)、1973年秋田県飯田川町(同一建物のなかで2～5歳児を対象に、幼保を一体的に運営する若竹幼児教

育センターで、教諭保母とよばれる担当者が7時30分から17時までの保育にあっている)、1975年の徳島県藍住町(0～3歳児までは保育所、4・5歳児は公立幼稚園で、保育に欠ける子のみ17時30分までの特別保育)、1981年の奈良県三宅町(三宅幼稚園と伴堂保育所の3～5歳児が三宅幼稚園と一緒に保育される)などがそれにあたる。

だが、日本における幼稚園・保育所にかかわる制度論議を整理してみても、国の側から幼稚園と保育所の関係を一元化の方向で(注:国はあくまでも共用化という姿勢を貫いているが、実態は一元化・一体化の方向であると筆者は考えている)見直すという方向は、1987年臨時教育審議会最終答申までは

まったく見られず（注：「今後予想される多様な要請に応えるため、両施設の弾力的運用を進める」という見解を初めて示した）、歴史的には、幼稚園と保育所の一元化・一体化の歩みは、もっぱら自治体や実践家、そして研究者の研究対象として議論され、また幼稚園の教育時間延長も実践レベルで対応されてきたといえる。

3 現代の「幼保一元化」議論

（1）地方分権化と幼稚園・保育所の施設の共用化

それがいっきに変化したのは、1996年12月20日の地方分権推進委員会第1次勧告である。そこで幼児教育・保育について、「幼稚園・保育所の施設の共用化等弾力的な運用を確立する」と初めて論じられた。つまり、地域で幼稚園・保育所が偏在し、少子化による地域での子どもの絶対的な減少と、一方で女性の就労の促進によって、長時間保育をしてくれる保育所が不足するという状況のなかで、園児減少に悩む幼稚園の事情と、保育施設を必要とする行政の事情とがマッチングし、幼稚園が低年齢・長時間の仕組みを作り「保育所化」していくという動きがはじまったのである。

地方分権推進委員会第1次勧告の約1カ月後、1997年1月24日には、文部省は、教育改革プログラムの中で幼稚園と保育所のあり方について「厚生省と共同で検討する」と発表した。それが、1998年3月10日の厚生省・文部省共同通知になった。

さてこの指針であるが、通知文によれば、目的は「多様なニーズに的確に対応できるよう、幼稚園と保育所の施設・運営の共用化、職員の兼務などについて地域の実情に応じて弾力的な運用を図り、幼児教育環境の質的な向上を推進し、共用化された施設について保育内容が工夫され、有効利用が図られること」とされている。つまり、共用化とは、幼稚園・保育所の施設・運営の共用化、職員の兼務によって、保育内容が工夫され、有効利用が図られることというのである。

しかし、幼稚園・保育所ではよってたつ最低基準が別であり、しかも多くの地域でそれが最高基準化している現状がある。この通知が悪用されるなら、共用化施設において幼稚園・保育所の低いほうの基準に合わせることも可能になる。幼稚園の運動場を共用し、保育所の運動場をなくして、その土地を他

に利用するなどということである。

日本では、幼稚園・保育所の最低基準が大きく異なる。3歳児の受け持ち人数では、保育所は20人であるのに対し、幼稚園は、幼稚園設置基準の改訂により変更した地域でも基準はまだ35人にすぎない。幼稚園では給食を必要としないし、保育所では運動場を園内に用意できなくてもいいのである。

（2）厚生省と文部省の幼稚園・保育所制度協議と政策化

1998年6月19日には「子どもと家庭を支援するための文部省・厚生省共同計画」も発表された。その中の「幼稚園と保育所の連携の促進」では、これまでの文部省と厚生省の話し合いという段階を脱し、かなり具体的な提案がおこなわれている。ここでは、①教育内容・保育内容の整合性の確保、②幼稚園教諭と保母の研修の合同開催、③幼稚園教諭と保母の人的交流の促進、④幼稚園教諭と保母の養成における履修科目の共通化、⑤幼稚園・保育所の子育て支援にかかわる事業の連携実施、⑥公的助成及び費用負担の在り方の検討——が示された。

4 幼稚園の「保育所化」

近年の幼稚園と保育所の一体化の動きは幼稚園を中心とした変化ととらえることができる。なぜなら、1970年代の動きは親の就労形態等の条件によって子どもを分断しないという大義名分をもってその実践が展開されていったのに対して、近年のそれはむしろ保育所への希望者が増加し、待機児が増加しているにもかかわらず保育所が整備できないという事情と、一方幼稚園は少子化に拍車がかかるなかで、入園児が減少し、保護者ニーズを受け止める形で預かり保育という保育時間の延長、低年齢保育、地域子育て支援を展開してきたことがあいまって、結果として幼稚園の「保育所化」が進行していることにある。

そこで、ここでは幼稚園の変化を軸に一元化・一体化はどこまで進展しているかということを見てみよう。

（1）地域に開かれた幼稚園

1994年12月13日の文部省、幼稚園の教育環境に関する調査研究協力者会議は「幼稚園における教育環境の整備充実の在り方について（報告）」を発表した。この中で、地域に開かれた幼稚園づくりの推

	2001年調査	2000年調査	1997年調査	1993年調査	1987年調査
公立	1,302(22.7%)	925(16.0%)	330(5.5%)	318(5.2%)	174(2.8%)
私立	6,459(78.2%)	5,935(71.5%)	3,867(46.0%)	2,541(29.5%)	1,464(16.9%)
合計	7,761(55.4%)	6,860(48.7%)	4,197(29.2%)	2,859(19.4%)	1,638(10.8%)

表2 預かり保育の実施園数（資料：文部科学省調査より作成）

進「地域の幼児教育のセンター的役割」「保育所に代わる地域の実情に応じた子育て支援」を述べている。その3日後の12月16日、文部省・厚生省・労働省・建設省は、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向（エンゼルプラン）について」で、少子化が進行する中で子育て支援を省がまたがる事業として展開することを発表した。もちろん、エンゼルプランはその2日後、厚生省・大蔵省・自治省「緊急保育対策等5ヵ年事業」を発表し、エンゼルプランの中核として、予算を計上したのは保育所関連であったことはいまでもない。ただ、この時期ようやく文部省も地域に開かれた幼稚園、地域子育て支援の役割を担うべきであるという指摘がなされたということはおさえておかねばならない。なおこれ以降、幼稚園の予算では地域に開かれた幼稚園事業の実践がモデル事情として計上されるようになっていく。その後、96年6月の中央教育審議会第一次答申「幼稚園は地域社会の子育て支援の一つの核」と書かれ、在園児のみならず、在宅児支援を射程に入れた幼稚園の在り方がさぐられることになった。

(2) 預かり保育

通常の保育時間終了後も子どもを幼稚園で預かる預かり保育実施園は、文部科学省調査では1987年実施以来、年々急増している（表2）。とりわけ近年の私立幼稚園の実施状況は急激であり、現在では私立幼稚園のほぼ8割は、なんらかのかたちで預かり保育を実施している状況になってきている。保育時間の終了は午後5時～6時が40.0%で最も多く、次に午後4時～5時34.8%、午後6時～7時が6.0%、午後7時を超える園が0.6%となっている（全日私幼連「満3歳児保育や預かり保育等に関する実態調査」2001年）。

る実態調査」2001年）。

(3) 低年齢化

文部省の「幼児教育の振興に関する調査研究協力者会議」は、1991年3月に「幼児教育の振興について」と題する報告書を発表した。全ての希望する3歳児を幼稚園に入園させることを目標にするというものであった。それから約10年間、幼稚園の5歳児は約20万人、4歳児は約10万人も減少する中で、3歳児のみ当時の300,242人から381,797人と2割以上増加している。また1998年秋には、満3歳になった翌日から随時幼稚園に入園できるという見解が文部省から示されるなど、幼稚園の在園児の低年齢化が進行した。なお、2002年9月には、幼児教育特区として埼玉県北本市が「3歳未満の子でも幼稚園が受けられるように」と提案したことを受けて、文部科学省は、特区に限って学年の途中で満3歳になる子どもを4月から満2歳に入園できるように認める方針を出している。

5 幼稚園・保育所の施設の共用化

施設の共用化実態は、文部省と厚生省合同の「幼稚園と保育所の在り方に関する検討会」による調査「幼稚園・保育所の施設等に関する実態調査結果（1997年7月1日現在）」として、共用化指針と一緒に発表された。ここでは共用化を3種類に分類している。2001年調査と比較しながらその実態を紹介すると以下ようになる。（ ）は1997年調査である。

第1に合築〔公立42（6）、私立11（1）〕＝幼稚園と保育所が一つの建物にあり、廊下、便所などの施設を両者が共有している施設、第2に併設〔公立

17 (12), 私立5 (5)] = 幼稚園と保育所が一つの建物にあるが、玄関が別々であったり、壁などによって仕切られている場合など、両者が共有している部分がない施設、第3に同一敷地内にある施設〔公立39 (37), 私立41 (35)] = 幼稚園と保育所は建物は別々であるが、一続きの敷地内にあり、運動場などの敷地が柵、塀などによって完全に仕切られておらず、相互に利用できる施設——である。

施設の共用化は、2001年5月現在では155ヶ所と4年間に約1.5倍になった。なかでも、合築が7から53へと約8倍に増えているのが特徴的である。幼稚園と保育所の施設の共用化が、これほど急増している背景には、政府の規制緩和方針がある。1999年度地域児童福祉事業等調査報告では、自治体が共用化を認めているかどうかを調査している。それによると、幼稚園と保育所の施設の共用化を認めている市町村数は302、保育所のある市町村の9.8%である。なお、認めていないのは62.4%、幼稚園のない市町村も27.8%ある。今後は28%が導入予定としている。

6 幼稚園と保育所の一元化・一体化のかたち

一元化・一体化という、一つの形のように考えられがちであるが、文部科学省の調査でも三つの形で集計しているように多様な形がある。またそれを一つ一つ見ていくと、実践の段階によってさらに形態は違ってくる。それは、法・制度としては別々のものを、自治体や実践現場が独自に運営をしていくことから、決まった形がないのが当然である。そうした現状であることを前提に、先の文部科学省調査を実態的にさらに加筆し、分類整理すると以下のようになる。

(1) 施設の共用化・弾力化

施設の共用化は、これまで厳しく仕切られていた運動場や建物などのいずれかを共用し、多様なかたちで実践されているようになった。第1には塀を隔てて建てられていた幼稚園と保育所の塀をとって子どもが行き来、第2に運動場を共有、第3には建物を共有するという形がある。いずれも、施設を分けておくよりは子どもの交流機会は作られるものの、保育関係者の意識的な子どもへの関りがないと子ども自身の育ちへの効果は出にくい。後述する神奈川県秦野市みどり幼稚園・鈴張保育園（幼稚園の2階を保育所にし、ホールを共有）の実践にみられるよ

うに、施設の共用化を契機に保育体験を一緒にして保育を変えていく試みにつながる試みも生まれている。

(2) 合築

① 短時間児と長時間児の同居型

滋賀県余呉町（幼稚園児は3・4・5歳）、滋賀県甲良町（幼稚園児は4・5歳）、和歌山県白浜町（幼稚園児は4・5歳）、東京都千代田区（幼稚園児は3・4・5歳）に見られる形が同居型である。保育所（長時間）児と幼稚園（短時間）児は区別されず、同一の部屋で原則一緒に過ごし、短時間児は早く退園するという方式をとっている。

② 保育所（0～3歳）と幼稚園（4～5歳）の同居

2002年、東京都品川区では区立幼稚園の空き教室に認可保育所を併設し、3歳までを保育所、4歳以上を幼稚園という年齢区分方式による一元化を図っている。4・5歳の長時間保育を必要とする子どもは、保育所と同じ7:30～19:30の時間帯の保育が可能（8:40～13:50のコアタイム以外は預かり保育で対応）である。

(3) カリキュラムの共有

東京都台東区は2002年度から幼稚園と保育所共通の「幼児教育カリキュラム」をもとに、幼稚園と保育園の5歳児と一緒に保育する「幼保一体化モデル事業」をスタートさせた。隣接している区立石浜幼稚園と橋場保育園をモデルにして、午前9時に保育園の5歳児が幼稚園に移動し、幼稚園と保育所の教職員が幼稚園の5歳児と保育園の5歳児と一緒に幼児教育するというものである。幼稚園の教育時間の終了後は保育園に戻って保育をうける。幼稚園の5歳児も希望すれば保育園の給食が食べられるし、夕方5時までの預かり保育を受けられる。

7 一元化・一体化・一体化実施園の現状

ここでは現代的な一体化である合築と、施設の共用化の二つを例に現状を整理してみたい。

(1) 合築例

千代田1こども園では、書類上148人の定員を保育園（103人）と幼稚園（3・4・5歳各15人計45人）に振り分ける。3～5歳では7:30から19:30までの時間帯で、9:00～14:00の園児全員が同じ教室で教育を受けるコアタイムを含めて、必要な保育時間を選ぶ。一部の子どもが帰宅する14:00以降は、残っ

た子どもは別の部屋に移って昼寝や自由遊びをする。

園長は1人、職員室も一つである。幼稚園教諭8人と、保育士12人が同じ部屋で仕事をし、2～5歳では、幼稚園教諭と保育士が配置され協力して保育している。

(2) 施設の共用例

秦野市みどり幼稚園（4・5歳各2クラス）の2階を使って、鈴張保育園（0歳～5歳定員60名）はできた。幼稚園の園児数は、ピーク時の259名が84名まで減少し、2階はPTAやランチルームなどの多目的に使用されていた。この2階部分を利用して保育室にし、給食室のみ1階に増設し、新設の保育所を作れば約2、3億円かかる施設を、わずか3,900万円で作り出している。保育所と幼稚園は遊戯室を2階で共有、運動場も共有している。保育所や幼稚園の子どもたちは、まったく別の施設の子どもの交流もなしにすることもできた。だが、「子どもたちの間に差別をもちこまない」という方針で保育をし、「保護者どうしも挨拶をし知り合いになろう」とよびかけた。3年目を迎えた今では朝夕の教職員の打合せも一緒におこない、朝～昼食までは4・5歳児は一緒に遊び、幼稚園児は弁当を、保育所児は給食を一緒にの部屋でとる。行事も一緒にできるものは一緒にする。保育所の4・5歳は大勢の同じ年齢の幼稚園児にまじって大胆に遊びを展開する。乳児が遊んでいる場所で一緒に遊ぶ幼稚園児もいる。朝の遊びも教職員数が増える分、多様な遊びと関係が展開する。

8 一元化・一体化・一体化の成果と課題

「小学校に入学後の子どもの関係がスムーズになった」、「子どもにかかわる教職員が増えるために子ども支援の幅が広がる」、「幼児教育に関する蓄積を保育に生かせる」、「保育所の3歳以上児の集団規模が大きくなり遊びの幅が広がる」、「親の就労・生活状態が変わり、幼稚園から保育所、または逆への在籍の移動があっても子どもの生活を変えなくてもよい」、「地域での幼稚園児と保育所児の親子の交流がはじまった」など、成果は多い。心配された「短時間児と長時間児の共同生活によって、子どもたちにはお互いを差別するといった感情は育っていない」というのが、これまでの一元化・一体化実践園の共通した結論である。また当初、不安が強かった長時間短時間の親たちの交流も確実に進んできている。

問題は、幼稚園と保育所行政の仕組みの煩雑さである。そのために、行政の窓口を一本化した自治体も多い（交野市、白浜町、松岡町、甲良町など）。入園方法からはじまり、保育料も違う。給食、教材なども仕組みが違えば予算の出方が違う。また、「保育に欠ける」条件にない人は、保育所を利用できない。幼稚園・保育所双方の定員がその規定のために利用の枠を狭くする。

こうした煩雑さと、国は施設の限らない共用化をといいつつも、幼稚園と保育所を完全に一つにすることに慎重であるということにも、担当者は微妙に対応しなければならない。そうした、微妙な行政対応を求められる一元化・一体化を進めるということには、よほどの理念・思想がないと続かない。私は、全国の一元化・一体化施設を視察し、実践研究を共有してきたが、日本中の一元化・一体化施設には、必ずというほど一身をかけて実現に努力される（されてきた）担当者がいた。

100年あまり続いた幼稚園・保育所の実践の積み上げを、現代の深刻化する子どもの育ち子育て支援に生かすためには、幼稚園のもつ幼児教育の力と、保育所のもつ乳児期からの親子への子育て支援の両方の力を合わせる必要があると思っている。自治体財政が逼迫している現在、待機児への対応、在園児への対応いずれにも必要十分な施設や教職員は望めない。そうした時に、施設の有効活用、教職員の協力は欠かせない。また、子どもにとっても少子化していく現代、多様な関係性を結びながら、地域で安心できる子ども相互の関係を、乳幼児期から作り出していく機会となる保育所と幼稚園の一元化・一体化は、非常に重要な子どもの育ち支援の視点であると思う。

たとえ、現代の幼保一元化・一体化が、地方財政の逼迫、公立幼稚園の在園児数の減少などマイナスの要因から発生していても、そこから子どもの抱える問題に寄り添う実践に展開できるかどうかは、関係するおとなの努力にかかっているといえるであろう。

参考文献：森田明美編著『幼稚園が変わる保育所が変わる一地域で育てる保育一元化』明石書店、2000年